

3 介護保険事業計画

介護保険法第 117 条に基づき、介護保険事業における保険給付の円滑な実施を確保することを目的として、3年を一つの計画期間とする「練馬区介護保険事業計画」を策定している。介護保険事業計画は、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、「練馬区高齢者保健福祉計画」と一体的な計画となっている。

平成 23 年度に第 4 期計画（21～23 年度）の見直しを行い、第 5 期計画（24～26 年度）を策定した。第 5 期計画では、団塊の世代がすべて 65 歳以上となる平成 27 年の練馬区の目指すべき高齢社会を念頭に置いて策定した、第 3 期・第 4 期計画の理念等を継承しつつ、これまでの施策の実施状況を踏まえ、平成 27 年に至る最後の 3 年間に取り組むべき施策を定めた。

(1) 理念

- ① 高齢者の尊厳を大切にする
- ② 高齢者の自立と自己決定を尊重する
- ③ 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

(2) 目標

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、介護・医療・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を実現する

(3) 施策

- ① 高齢者相談センター（地域包括支援センター）を中心とする相談支援体制の充実
- ② 介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進
- ③ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
- ④ 介護・医療の連携の仕組みづくり
- ⑤ 主体的に取り組む介護予防の推進
- ⑥ 高齢期の住まいづくり・住まい方の支援
- ⑦ 高齢者の生活支援および見守りの充実
- ⑧ 高齢者の社会参加の促進